

委員会提出議案第8号

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和3年9月28日提出

提出者

教育民生委員会委員長 森 美和子

亀山市議会議長 中 崎 孝 彦 様

別 紙

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入減や失業による生活困窮等、経済的危機に直面している家庭が増えています。政府は、大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設しましたが、文部科学省の調査によると、2020年度における大学等の中途退学者・休学者数のうち、新型コロナウイルス感染症の影響と判明している学生の数は6,651人にもなります。

また、厚生労働省の「国民生活基礎調査（2019）」によると、「子どもの貧困率」は13.5%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況に置かれています。

「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念にもあるように、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況」をめざさなければなりません。支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制などを充実させる取組みや、学校だけでは解決が困難な事案について、関係機関と連携した支援を行うなどの取組みが今以上に進められていく必要があります。貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的な支援が、極めて重要であり、就学・修学保障制度の更なる拡充が必要と考えます。

高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならない等の課題もあります。また、高等教育の修学支援新制度が作られ、改善・充実してきていますが、全ての大学・短期大学、専門学校が対象となっていないなど、制度の更なる改善を求めている必要があります。経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のより一層の充実が求められています。

よって、政府におかれては、下記の事項を実現されますよう強く要望いたします。

記

1. 全ての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月28日

三重県亀山市議会議長 中 崎 孝 彦

| | | | | | | |
|--------|---|---|----|---|---|---|
| 内閣総理大臣 | 菅 | 義 | 偉 | 様 | | |
| 財務大臣 | 麻 | 生 | 太郎 | 様 | | |
| 総務大臣 | 武 | 田 | 良 | 太 | 様 | |
| 文部科学大臣 | 萩 | 生 | 田 | 光 | 一 | 様 |
| 衆議院議長 | 大 | 島 | 理 | 森 | 様 | |
| 参議院議長 | 山 | 東 | 昭 | 子 | 様 | |